平成２２年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容　※小文字記載は指摘事項の概要 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第５　税務事務に関するその他事項の検討 | | | |
| 第５  【１】府税を管理する情報システムに関する検討    ４．税務システム開発・運用・保守委託の契約に関する事務について  （２）実績把握と翌年度算定への反映について  ②意見  （Ａ）情報システム委託業務における実績と見積の積算との差の分析を適切に行い、翌年度への反映を行うべき | 「税務情報システムに係るシステム保守及び運用管理業務」について、契約業者から、毎月、月次作業報告が提出されており、府は稼動工数の報告を受けている。  前年度の計画対実績を把握し、そのギャップの要因を分析することにより、翌年度以降の作業計画において、過大積算の防止に役立ち、また、積算方法の見直しや事例の蓄積による積算精度の向上にも有効であると思われる。  今回の監査にあたり監査人により平成21年度の当契約における実績工数と計画時点の工数（府積算によるもの、業者見積によるもの）を比較すると次のとおりである。実績工数と府による計画時の見積工数との間には37.6人月（契約前の府見積工数（下記表（Ｂ））の24.5％）の工数差がある。  工数差の原因は、府が想定していた技術レベルの技術者よりも上位（高単価）の技術者を業者では実際に登用していたことにより工数減少につながったものである、と府から説明を受けた。  府における積算時の単価は府総務部ＩＴ推進課が設定している「積算ガイドライン」におけるシステムエンジニアの単価（839千円/人月）を適用している。これに対して、業者による見積単価はシステムエンジニア1,590千円/人月、プログラマー1,167千円/人月であった。  しかし、単価の差額がどの程度工数差に影響を及ぼしたのか詳細な分析は不可能であり、詳細な工数差分析を行うことができない。工数差分析を行わないことによりシステムの開発・導入・変更に対する納期や品質に対するリスクが増大し、過大な費用が発生する可能性がある。  府は、業者の提案する技術者水準について府が積算時に予定している技術者水準と同等レベルにするように業者へ求め、実績と見積との工数差の分析を適切に行うことにより、翌年度以降の計画工数策定や契約交渉に反映させることが望ましい。なお、府が積算時に使用する技術者水準では、当システムの委託業務を担当できない理由が合理的であれば、その業務に対する府の積算時における積算単価を見直す検討を行うべきである（意見番号33）。P94 | 税の制度及びシステムの複雑性、高い精度が求められる開発の正確性、短期間での改修が必要となる迅速性、並びに税業務を熟知した技術者の確保の困難性という税務情報システムの固有の事情を考慮し、業者の技術者水準と同等レベルとなる税務情報システム独自の単価を設定することとしている。  その上で、実績と見積との工数差の分析を行い、翌年度以降の計画工数策定や契約に反映させる。 | 措置 |
| 第５  【１】府税を管理する情報システムに関する検討  ４．税務システム開発・運用・保守委託の契約に関する事務について  （４）工数・費用の積算について  ②意見  （Ａ）情報システム委託契約金額の設計書における精緻な積算、及び見積提案額との差異分析を行うべき | 府では「税務情報システムに係るシステム保守及び運用管理業務」において、工数と単価により総費用を見積もっている。単価については財団法人経済調査会発行の「積算資料」をもとに府の総務部ＩＴ推進課が設定した「積算ガイドライン」におけるシステムエンジニアの単価を使用している。  府の設計書においては各作業工程の工数と単価を見積もり、総額を算出している。  府による見積工数、単価及び総額と業者による見積工数、単価、及び総額の状況を比較したところ、工数が業者見積のとおりとすると、平成22年度における府の見積が過大ということになる。  仮に工数につき業者見積が妥当だとした場合は平成22年度は工数の12.4％、つまり実契約額のうち15,078千円の府の積算総額削減となり、契約額削減が可能となる。  業者見積工数が少ない要因としては、要求された仕様を業者が正しく理解していなかったために過少見積をしたこと、又は総額を前提条件とし、単価を下げないために工数で実際の見積工数を下げたこと等も考えられる。このように総額のみで、業者の見積の妥当性を判断した場合は、システムの開発・導入・変更に対する納期や品質に対するリスクが増大し、過大な費用が発生する可能性がある。  随意契約の場合においては、他社との見積比較が困難な契約が多く、さらなる留意が求められる。業者との信頼関係に基づく、こうした詳細な費用に関する情報収集や、調整・確認をあいまいにしたままで進めて来た状況があるのではないかとも思考される。  また、平成21年度及び平成22年度の府設計書における見積工数及び見積単価はまったく同数であり、見積単価は府総務部ＩＴ推進課が予め設定した「積算ガイドライン」におけるシステムエンジニアの単価を使用するため、同数であることは理解できるものの、見積工数までも同数であることは理解しがたい。19年間随意契約が続くＡ社においては当業務のノウハウが蓄積していることにより、工数を削減可能であることも府は見込めるはずである。  信頼関係を良好に維持するためにも、実態に即して、まずは、積算単価を見直すことが必要であるが、業者見積額と府積算額とのギャップ分析を明確にし、コスト削減に向けて府及び業者の双方が努力し、それが第三者にも理解できるようにする必要がある（意見番号35）。P96 | 税の制度及びシステムの複雑性、高い精度が求められる開発の正確性、短期間での改修が必要となる迅速性、並びに税業務を熟知した技術者の確保の困難性という税務情報システムの固有の事情を考慮し、業者の技術者水準と同等レベルとなる税務情報システム独自の単価を設定することとしている。  その上で、業者見積額と府積算額とのギャップを分析し、双方でコストの適正化を図る。 | 措置 |
| 第５  【４】その他    ４．eLTAXによるサービス提供について  （２）意見  ①eLTAXのサービス提供メニューを拡充すべき | 地方税ポータルシステム（eLTAX）とは社団法人地方税電子化協議会が運営するシステムであり、地方税の申告、申請、納税などの手続をインターネットを利用して電子的に行うシステムである。  府が提供するeLTAXのサービスメニューは法人二税の電子申告のみで、その他の税目・手続についてはeLTAXのサービスを提供していない。  eLTAXの導入により府の賦課徴収事務の業務効率が向上するとともに、納税者の利便性の向上が期待できるところであり、サービスメニューの拡充を検討すべきである。  特に申請・届出のサービスについては、eLTAX運用中の府内市町村のうち貝塚市を除くすべての団体が導入していることもあり、利便性向上の効果が大きく、システム改修等の費用も大きくないと考えられるため、早急にサービスを提供すべきである。  また、電子納税についても、大阪市は導入しており、現状では大阪市税を電子納税しても府税は銀行等に赴いて納付する必要があることから、現状は納税者の利便性を損なっていると考えられる。システム改修等の費用を勘案する必要はあるが、電子納税サービスの導入を積極的に検討することが望まれる（意見番号44）。P105 | ｅＬＴＡＸについては、これまでの電子申告に加え平成23年４月１日から電子申請・届出等のサービスを開始した。  電子納税については、既に導入している府県での利用実績や費用対効果、府の財政状況等を勘案しながら引き続き検討する。 | 経過報告 |
| 第６　債権管理事務の検討（税金・貸付金以外の債権を対象） | | | |
| 第６  【２】監査の結果及びこれに添えて提出する意見  ２．個別債権に対する監査の結果及び意見  （７）補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金  ②意見  （Ａ）法人の財政状態を把握し、継続的な回収努力が必要 | 現在の返還状況は債権残高に対して５％以下であり、平成21年度の返済実績から算定すると、元本完済までに100年近く要することになる。しかし当法人に対しては府以外の多額の債権者も存在し、この中には一般債権である府債権より優先弁済権を有する債権もあるため、府が施設の差押え等による強制徴収を申し立てても実効性はない。  当該債務が解消された後には、府への返済額が増加することが期待されることから、施設の入所者の生活に多大な支障をきたすことがないよう、法人の健全経営に配慮しつつ早期の返済を求めているところである。  今後、法人の財政状態を把握しつつ、着実な回収努力を続けていく必要がある(意見番号60)。P129 | 債権回収・整理計画の作成にあたっては、施設入所者の生活に支障がきたすことがないよう法人の財政等経営状況を勘案しながら協議をし、債権回収・整理計画の回収目標額を定めた上で、着実な回収に努める。 | 経過報告 |
| 第６  【２】監査の結果及びこれに添えて提出する意見  ２．個別債権に対する監査の結果及び意見  （８）障害者扶養共済制度掛金  ②意見  （Ａ）回収可能性を判断して適時に不納欠損処分を行うべき | 平成21年度末時点の収入未済額一覧によると、最も長期間にわたって滞留している債権は昭和49年に発生した4,100円（３件）であり、加入者はそれぞれ昭和61年、平成元年、平成10年に脱退していた。債務者からの時効の援用がなかったため時効が成立していないことから不納欠損処分がなされていなかった。  平成21年度末の収入未済額108,011千円のうち、脱退者に係る分は105,558千円であり、約98％を占めている。脱退者の滞納債権については、脱退した滞納者にとって滞納掛金を支払うことに何のメリットもなく、滞納債権の納入が期待できない。また、債権発生から35年以上も経過した債権であることから、債務者の中には民間の保険と同様、掛金を支払わないことによって自然と脱退したものと考え、今さら掛金を支払うことなど全く考えていない脱退者もいると予想される。  このため、時効期間が経過した脱退者に係る滞納債権については不納欠損処分することが望まれるが、当債権は私債権であるため、債務者からの援用がなければ時効とならないことから、過去において不納欠損処分を行った事例がない。私債権の時効期間である10年が経過した債権等、  回収可能性の乏しい債権については新条例に基づく債権放棄を行ったうえで不納欠損処分すべきである（意見番号61）。P131 | 指摘のあった時効期間を経過している脱退者に係る滞納債権については、現地訪問などを通じて債権ごとに実態把握を進め、回収可能性を見極めた上で、回収不能の債権については債権放棄に向けた取り組みに努めていく。 | 経過報告 |
| 第６  【２】監査の結果及びこれに添えて提出する意見  ２．個別債権に対する監査の結果及び意見  （８）障害者扶養共済制度掛金  ②意見  （Ｂ）債権管理マニュアルを厳格に適用すべき | 大阪府障害者扶養共済制度条例（以下「条例」という。）第18条第３項及び同施行規則第14条によると、知事は加入者が掛金の支払いを３カ月以上滞納したときは、加入者を脱退させることができると定められている。しかし府においては、当条例はあくまで「できる」規程であり、過去５年間において強制的に脱退をさせた例は７件に留まる。  長期滞納者に対しても加入継続を認めてきたのは、制度趣旨に基づき障がい者をもつ家族の意思を尊重して個々のケースを考慮したためであり、加入者の全てに対して、公平に継続を認めてきた結果である。  しかしながら、期間を区切らずに滞納者の継続加入を認めて、その間府が滞納者の掛け金を機構に支払い続けることは、通常納付者との公平性の観点から問題である。  ついては、加入者の状況に十分配慮した納付指導に努め、度重なる指導をもっても納付意思を示さないような債務者に対しては、強制脱退させるなど「大阪府障がい者扶養共済制度債権管理マニュアル」を厳格に適用すべきである（意見番号62）。P132 | 指摘のあった加入者への納付指導については、加入者の滞納状況や生活実態を踏まえ、必要に応じて分割納付について案内する。  なお、納付意志を示さない加入者については、脱退に向けた取り組みを実施していく。  今後の取組みにあたっては、税政課債権特別回収・整理グループと連携を図り整理・回収に向けた具体的な取り組みに努めていく。 | 経過報告 |
| 第６  【２】監査の結果及びこれに添えて提出する意見  ２．個別債権に対する監査の結果及び意見  （８）障害者扶養共済制度掛金  ②意見  （Ｃ）債務者別・発生年度別の未収金の明細書を作成し、タイムリーな督促を行うべき | 対象者が当月以前にも滞納している掛金がある場合にはこれらを別途集計した明細書を毎月、同封し債務確認及び督促を行っている。また、債務者別の督促状況については、情報システム上では詳細記述ができないため、情報システムから基本情報を出力し、督促に係る記録を別の様式に手書で転記し、債務者別にファイリングしている。当記録を閲覧したところ、債務者別の督促状況の把握は良好であった。  しかし、脱退済みの者や過年度にのみ滞納がある加入者については、毎月の督促の対象にならず、タイムリーな督促が行われていない。  月次で、債務者別・発生年度別の未収金の明細書を作成して、更なる債権管理の強化に努めるべきである（意見番号63）。P132 | 指摘のあった月次の債務者別・発生年度別の未収金の明細書については、昨年度において作成した。今後の債権管理については、月ごとの督促に加え、未収金の明細書も活用していく。 | 経過報告 |
| 第６  【３】その他債権管理全般に関する指摘  ３．財産調査結果の積極的な共有化を行うべき | 府では、平成23年度より、一部の債権については、事業事務を行う主体と債権管理部門を区分し、債権管理を債権特別回収・整理チームに担わせることを予定している。  当該チームの業務遂行により複数の債権を滞納している債務者の財産調査結果等の情報の共有を行うことができ、効率的な債権回収が可能になると考える。  強制徴収公債権の回収にあたっては国税徴収法第141条を根拠とした「質問検査権」を有するため、回収時に得られた財産調査結果（例えば、個人の財産所有状況、連絡先、勤務先等）を強制徴収公債権同士の間では共有することは許されると考えられるが、非強制徴収公債権や私債権への共有はできないと考えられる。一方、「質問検査権」を有さない非強制徴収公債権や私債権については、他の私債権や非強制徴収公債権の回収のために利用することは許されないと考えられる。  当チームにおいては個人情報の保護に必要な措置を取ることはもちろんであるが、法的に可能な範囲で財産調査結果については各債権間で共有化を図り、債権管理・回収に努めるべきである（意見番号66）。P134 | 従来、府税では、「質問検査権」で知り得た滞納者の財産調査結果の取扱いに関しては、守秘義務を遵守するため、極めて慎重かつ厳格に対応する立場を採り、他の債権との間では、共有していませんでした。  しかし、より効率的な債権回収を図る観点から、府税で把握している滞納者の財産調査結果を他の強制徴収公債権でも共有できるよう現在、準備を進めているところです。 | 経過報告 |